

別表

1 メニュー選択型 対象事業

事業内容及び交付金交付上限額の取扱い等	
<p>【事業内容】 脱炭素社会構築に向けた再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、県民参加型の自然環境保全活動支援、有害鳥獣への対策など、下記に示す7つの事業メニュー分類に該当する取組について、市町村が地域の実情に応じて喫緊の環境課題解決に向けて実施する事業。</p> <p>【交付金積立活用の要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立が可能な期間は、「みやぎ環境税」（県民税均等割の超過課税）の課税期間（令和3年度から令和7年度）内であること。 ・積み立てた交付金を活用して行う事業は、積立期間の最終年度に実施すること。 ・積立期間の初年度に、要綱第3の事業実施計画協議を行い、知事の承認を得ること。 ・積立期間内は、単年度事業の実施はできないものとする。 ・事業効果が相当量見込まれること。 ・事業実施協議時の事業費は、下記式による一定額以上の交付金を含む額であること。 <p style="text-align: center;">事業費に占める交付金活用額 = A × B A：積立期間の初年度に当たる交付金交付上限額 B：積み立てる年度数</p>	

事業メニュー分類	対象事業	事業例	対象経費	実施主体	交付金充当率等
① 公共施設等におけるCO ₂ 削減対策	庁舎、公民館、学校、保育所など公共施設への再生可能エネルギー又は省エネルギー設備等の導入により、公共施設からのCO ₂ 削減に資する事業	・太陽光発電、風力発電など再生可能エネルギー設備設置 ・ヒートポンプ、都市ガスボイラー転換など省エネ設備設置 ・庁舎内照明のLED化 ・公用車へのEV、PHV、FCV率先導入	報償費、旅費、使用料、需用費、役務費、備品購入費、委託料、工事請負費、補助金	市町村	10/10以内 別に定める交付金交付上限額を交付
② 照明のLED化	街灯、防犯灯、都市公園の屋外照明などのLED化により省エネルギーに資する事業	・商店街灯のLED化 ・道路照明のLED化	報償費、旅費は、講師及び専門家等へ支給する謝金、旅費に限る。 需用費、備品購入費は、事業実施に必要な物品に限る。		
③ 自然・海洋環境保全	環境教育や県民参加による自然・海洋環境保全に関する事業 ※環境教育施設等の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く	【環境教育】 ・環境教育施設の充実化 ・リーダー育成、出前講座の実施 ・体験型環境学習の実施 ・環境フェア等イベントの開催 【自然・海洋環境保全】 ・県民参加による緑地公園等整備 ・県民参加による海洋生物の生態調査などの動植物生態調査 ・県民参加によるピオトープ整備			
④ 野生鳥獣対策	宮城県特定鳥獣保護管理計画に掲げる獣類（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマ）の被害対策や個体数管理に資する事業	・捕獲の実施、捕獲用具購入支援 ・防護柵の設置 ・太陽光電気柵の設置			
⑤ 環境緑化	公共施設や事業効果の高い民間施設等における環境緑化事業	・屋上や壁面の緑化 ・身近な緑化活動 ・緑のカーテン普及			
⑥ 再エネ・省エネ機器導入支援	個人や事業者における再生可能エネルギー又は省エネルギー機器等の導入を支援する事業	・エネファーム（燃料電池）設置への支援 ・地中熱ヒートポンプ設置への支援 ・高効率給湯器設置への支援 ・都市ガスボイラー転換への支援 ・EV・PHV購入への支援			
⑦ 気候変動の影響への適応	地球温暖化等が原因で生じた（又は生じるおそれのある）気候変動の影響を回避・軽減するための事業	・公共施設への熱中症指数計の設置 ・浸水ハザードマップの作成、周知 ・クール（ウォーム）シェアの推進			

2 市町村提案型 対象事業

要件及び主な評価基準等	対象経費	実施主体	交付金充当率等
<p>【事業内容等】 メニュー選択型事業の複合的な取組、NPO等との連携・協働による取組、震災復興における環境に関する取組など、市町村が創意工夫して行う地域課題解決に向けた事業</p> <p>【主な評価基準】 ① 二酸化炭素の削減効果（算出できない事業については評価基準から除外する。） ② 先進性・モデル性 ③ 緊急性・必要性 ④ 地域の独自性 ⑤ 発展性・波及性</p> <p>【その他】 ・申請する事業の実施期間は、最長で当該事業申請年度の事業着手日から翌年度の2月末日までの期間を可能とする。 ・申請事業数は、原則1市町村につき1事業とし、1市町村が単年度に複数の事業を実施することは認められないが、予算の範囲内で実施可能である場合は、この限りではない。</p>	<p>報償費、旅費、使用料、需用費、役務費、備品購入費、委託料、工事請負費、補助金</p> <p>報償費、旅費は、講師及び専門家等へ支給する謝金、旅費に限る。</p> <p>需用費、備品購入費は、事業実施に必要な物品に限る。</p>	市町村	10/10以内 10,000千円/年を上限に交付

3 交付金事業の共通事項

対象外とする取組
<ul style="list-style-type: none"> 主たる目的が宮城県環境創造基金条例第1条に規定する環境創造基金設置の趣旨に該当しない取組 <p>【参考】宮城県環境創造基金条例（平成23年宮城県条例第17号）（抜粋） （設置） 第一条 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に資する取組その他の良好な環境の保全及び創造に向けた取組の一層の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、環境創造基金（以下「基金」という。）を設置する。 （処分） 第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林環境譲与税」の用途に定められた取組 その他、知事が不適当と認めた取組

対象外とする経費
<ul style="list-style-type: none"> 土地等の購入に要する経費 資格の取得に要する経費 販売を目的としたものに係る経費 参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費 イベント等における食事等の提供に係る経費 職員の給与等に要する経費 E V等導入における車両本体価格、充電設備導入費及び「みやぎ環境税」用途事業の表示にかかる費用以外の経費並びに他に活用する助成金 事業実施者において消費税仕入控除が発生する場合は、該当する消費税及び地方消費税 その他、知事が不適当と認めた経費

4 書類の提出先及び部数

【メニュー選択型】

市町村名	書類の提出先機関と提出部数
仙台市	環境生活部 環境政策課 1部
白石市, 角田市, 蔵王町, セツネ町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙南保健所 環境衛生部 2部
塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 松島町, セツネ町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村	塩釜保健所 環境衛生部 2部
名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町	塩釜保健所岩沼支所 2部
栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	大崎保健所 環境衛生部 2部
石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町	石巻保健所 環境衛生部 2部
気仙沼市, 南三陸町	気仙沼保健所 環境衛生部 2部

【市町村提案型】

市町村名	書類の提出先機関と提出部数
全市町村	環境生活部 環境政策課 1部